

(運用基準 様式3)  
令和3年4月16日  
文化観光局観光振興課

### 「横浜市観光・MICE戦略策定補助業務委託」 契約結果

横浜市観光・MICE戦略策定補助業務委託について、公募型プロポーザル方式で、受託候補者を特定し、次のとおり契約しました。

1 件名 横浜市観光・MICE戦略策定補助業務委託

2 委託内容

本市が今後も継続的に発展していくための成長エンジンとして、観光・MICEの果たす役割がさらに重要となっている。様々なステークホルダーと課題やビジョンを共有し、官民が一体となって取り組んでいくため、概ね10年後の横浜市が目指すべき観光・MICEの姿や方向性を示す戦略を策定する。

3 契約の相手方 株式会社JTB総合研究所

4 契約金額 13,999,920円

5 契約日 令和3年4月1日

6 評価結果

提案者	評価点数	順位
株式会社 JTB総合研究所	371	1

7 評価基準・評価委員会開催経過等

○評価基準

別紙参照

○委員会開催日時及び開催場所

令和3年3月11日(木) 9時15分から10時30分まで

横浜市庁舎30階共用会議室

○コメント

- ・バックキャストによる調査経験があることから、本業務内容を理解できており、「令和2年度調査」の結果を引き継いだうえでの戦略提案が期待できる。
- ・アフターコロナの状況や観光、MICEのトレンド等、10年後を見据えた提案ができてい
- る。
- ・観光分野とMICE分野双方の実施体制が整っている。
- ・豊富な策定実績があり、安定感がある。

8 問い合わせ先 文化観光局観光振興課 TEL: 045-671-3652

「横浜市観光・MICE戦略策定補助業務委託」  
提案書評価基準

1 評価方法

- (1) 出席した評価委員（以下「評価委員」という）は、下表の評価項目についてはA～E（1点～5点）の5段階で評価し、加算項目については1つ満たすごとに1点を加算し、評価点を与える。
- (2) 評価の考え方は、別紙「評価の視点」のとおりとする。  
なお、提案書に評価項目に該当する記載がない場合は1点とする。
- (3) 項目ごとの評価で過半数の「1」があった場合は、受託候補者としての特定は行わないものとする。  
（「ワーク・ライフ・バランス、障害者雇用、健康経営に関する取組」項目は除く。）
- (4) 応募者が1者のみの場合は、最低制限基準（評価の合計得点の6割）以上であることを条件に、委員長は出席した評価委員全員の合意をもって当該応募者を受託にふさわしい候補者として業者選定委員会に報告できる。

2 評価項目及び加算項目

評価項目及び着目点		配点	加重倍率	評価点
1 業務遂行力について		15		20 (小計)
(1) 類似業務の実績	・過去5年間の類似業務の実績	5	-	5
(2) 業務実施体制	・専門性と経験を有した人員を備えているか。 ・業務実施に十分な人員の構成と人数になっているか。	5	×2	10
(3) 業務実施スケジュール	・実施スケジュールは妥当か。	5	-	5
2 提案内容について		25		75 (小計)
(1) 業務目的の理解度	・本業務の目的や必要性を十分に理解しているか。	5	×2	10
(2) 観光・MICEに対する現状・課題の理解度	・本市の観光・MICEの置かれた状況を十分に理解しているか。	5	×2	10
(3) 10年先を見据え、特に優先すべき取組の提案力	・観光、MICEそれぞれの取組内容が、10年先を見据えた妥当な提案となっているか。	5	×4	20
(4) 10年先を見据え、設定すべきKPI項目の提案力	・設定すべきKPIの項目が、10年先を見据えた妥当な提案となっているか。	5	×3	15
(5) 観光・MICE戦略の構成員	・作成方針が明快で、わかりやすい構成になっているか。 ・十分な成果物が期待できそうか。	5	×2	10
(6) 有識者ヒアリングの候補案	・横浜市の観光・MICE戦略策定にあたり、納得性の高い候補者が提案されているか。	5	×2	10
加算項目				6 (小計)
ワーク・ライフ・バランス、障害者雇用、健康経営に関する取組	次世代育成支援対策推進法に定める「一般事業主行動計画」の策定。(従業員101人未満の場合のみ加算)	1	-	1
	女性活躍推進法に定める「一般事業主行動計画」の策定。(従業員301人未満の場合のみ加算)	1	-	1
	次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみんマーク、プラチナくるみんマーク)の取得	1	-	左記認定のいずれか1つ以上を取得していれば1点
	女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし)の取得			
	よこはまグッドバランス賞の認定			
	若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール)の取得	1	-	1
	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.2%の達成	1	-	1
	健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人)の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証	1	-	1
				101(合計)

「横浜市観光・MICE戦略策定補助業務委託」提案書評価基準  
評価の視点

評価項目	評価の着目点	評価					加重倍率	配点
		A 5	B 4	C 3	D 2	E 1		
業務遂行力について	(1) 類似業務の実績	観光、MICEそれぞれ1件以上の実績を有し、その合計が5件以上ある。	観光、MICEそれぞれ1件以上の実績を有し、その合計が4件ある。	観光、MICEそれぞれ1件以上の実績を有し、その合計が3件ある。	観光、MICEそれぞれ1件以上の実績がある。	実績についての記載がない。	-	5
	(2) 業務実施体制	専門性と経験を有した人員を備えているか。 業務実施に十分な人員の構成と人数になっているか。	優れており、高度な専門性と豊富な経験を有する人員を中心とした万全の体制が組まれている。	優れており、専門性と経験を有する人員を中心とした標準以上の体制が組まれている。	標準的であり、専門性と経験を有する人員を中心としたある程度の体制が組まれている。	やや不十分であり、実施体制に不安な点がある。	×2	10
	(3) 業務実施スケジュール	実施スケジュールは妥当か。	特に優れており、業務実施にあたり充分な見通しが立っている。	優れており、業務実施にあたり充分な見通しが立っている。	標準的であり、業務実施にあたり充分な見通しが立っている。	やや不十分であり、業務実施に向け不安な点がある。	-	5
提案内容について	(1) 業務目的の理解度	本業務の目的や必要性を十分に理解しているか。	特に優れており、本業務の目的や必要性を的確に理解している。	優れており、本業務の目的や必要性をほぼ理解している。	標準的であり、本業務の目的や必要性をある程度理解している。	やや不十分であり、本業務の目的や必要性への理解度に不安な点がある。	×2	10
	(2) 観光・MICEに対する現状・課題の理解度	本市の観光・MICEの置かれた状況を十分に理解しているか。	特に優れており、本市の観光・MICEの置かれた状況を的確に理解している。	優れており、本市の観光・MICEの置かれた状況をほぼ理解している。	標準的であり、本市の観光・MICEの置かれた状況の理解度がある程度理解している。	やや不十分であり、本市の観光・MICEの置かれた状況の理解度に不安な点がある。 または記載がない。	×2	10
	(3) 10年先を見据え、特に優先すべき取組の提案力	観光、MICEそれぞれの取組について、10年先を見据えた提案ができていますか。	特に優れており、将来を見据えて非常に確かな取組が提案されている。	優れており、将来を見据えて的確な取組が提案されている。	必要水準を満たしており、将来を見据えて標準的な取組が提案されている。	やや不十分であり、将来を見据えた提案内容に不安な点が見られる。 または記載がない。	×4	20
	(4) 10年先を見据え、設定すべきKPI項目の提案力	設定すべきKPIの項目が、10年先を見据えた提案となっているか。	特に優れており、将来を見据えて非常に確かなKPIの項目が提案されている。	優れており、将来を見据えて的確なKPIの項目が提案されている。	必要水準を満たしており、将来を見据えて標準的なKPIの項目が提案されている。	やや不十分であり、将来を見据えたKPIの項目に不安な点が見られる。 または記載がない。	×3	15
	(5) 観光・MICE戦略の構成員	作成方針が明快で、わかりやすい構成になっているか。 充分な成果物が期待できそうか。	特に優れており、作成方針や構成が明快で充分な成果物が期待できる。	優れており、標準以上の成果物が期待できる。	必要水準を満たしており、ある程度成果物が期待できる。	やや不十分であり、成果物の提出に不安がある。 または記載がない。	×2	10
	(6) 有識者ヒアリングの候補案	横浜市の観光・MICE戦略策定にあたり、納得性の高い候補者が提案されているか。	特に優れており、本業務委託の目的を十分に果たすことができる候補者が示されている。	優れており、本業務委託の目的を標準以上に果たすことができる候補者が示されている。	ある程度の妥当性があり、本業務委託の目的達成にむけて不安な点がある。 または記載がない。	やや不十分であり、本業務委託の目的達成にむけて不安な点がある。 または記載がない。	×2	10
加算項目	評価の着目点 次の項目について1つ満たすごとに1点加算					加重倍率	配点	
ワーク・ライフ・バランス、障害者雇用、健康経営に関する取組	次世代育成支援対策推進法に定める「一般事業主行動計画」の策定。(従業員101人未満の場合のみ加算)						-	1
	女性活躍推進法に定める「一般事業主行動計画」の策定。(従業員301人未満の場合のみ加算)						-	1
	次の①～③のうち、いずれか一つを取得しているか ①次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみんマーク、プラチナくるみんマーク)の取得 ②女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし)の取得 ③よこはまグッドバランス賞の認定						-	1
	若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール)の取得						-	1
	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.2%の達成						-	1
	健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人)の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証						-	1
合計							101	